

放課後子ども総合プラン事業 運営体制の在り方検討について

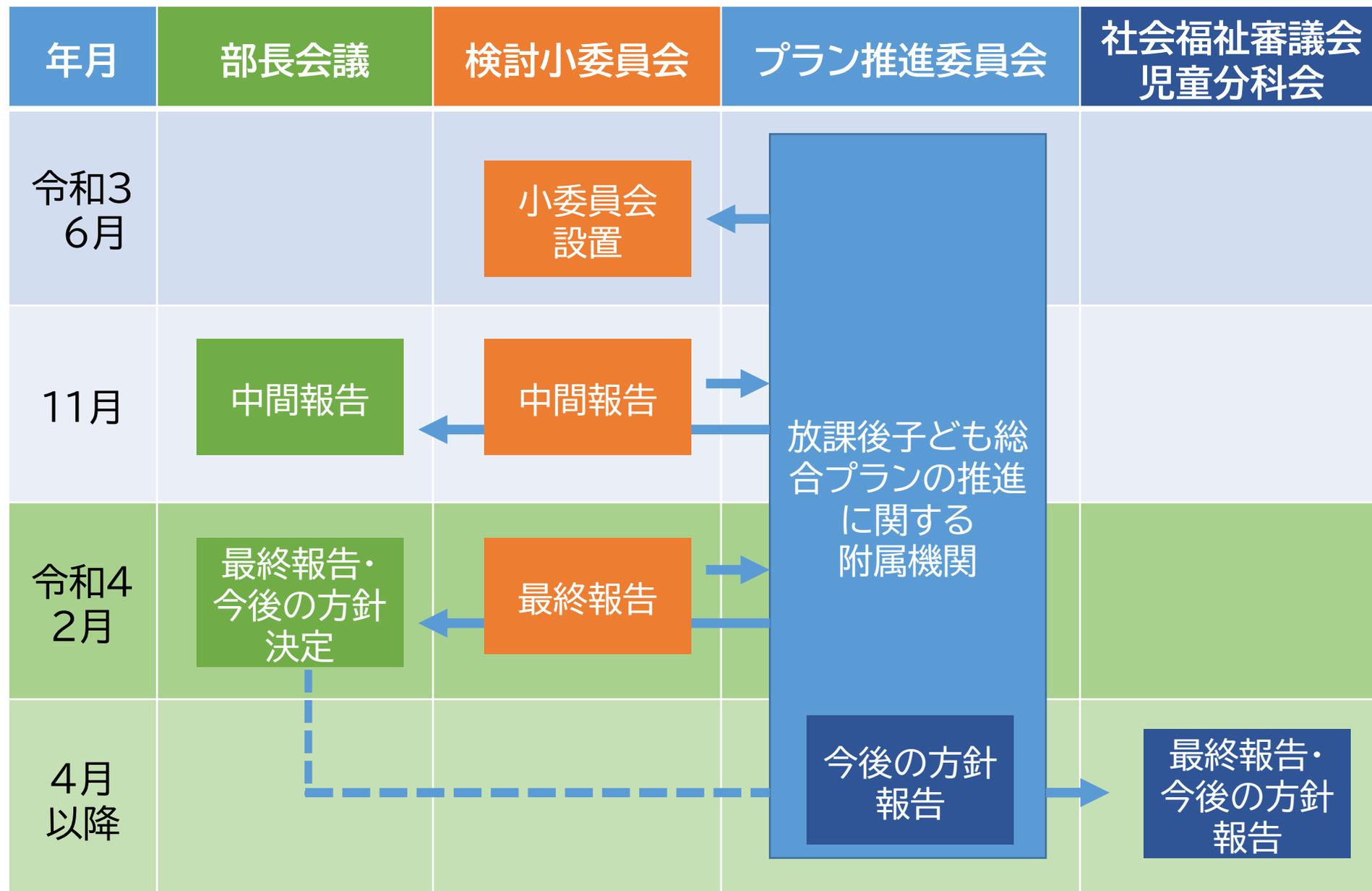
ながの子育て
応援キャラクター

サイマル



こども未来部こども政策課
令和4年2月

1 検討の経過



2 市としての基本姿勢と4つの目指す姿

市としての基本姿勢

持続可能な事業として充実

- ◆ 家庭だけでなく社会・地域で子どもを支える理念の下、「長野市版放課後子ども総合プラン事業」を持続可能な事業として充実させていく必要がある

福祉的意義と教育的意義の両立

- ◆ 安心して安全な遊び・生活の場であるという福祉的な意義はもとより、多様な体験活動や交流の機会としての教育的な意義を両立させ、子どもの健やかな育ちを支援する必要がある

4つの目指す在り方・姿

個々の児童に応じた(適した)支援

小学校、関係機関との更なる連携

多様な体験・学びの提供

サービスを維持・向上できる
運営体制

実現に向けては

市がより積極的にマネジメントできる運営体制の構築が必要

- ◆ 目指す姿の実現に向け、本事業を抜本的に見直していく際のもっとも重要な観点は人材の確保である。
- ◆ 子どもたちの育ちを適切に支援することが、「第二期長野市子ども・子育て支援事業計画」の理念や「長野市教育の基本理念」につながってくるものである。
- ◆ 人材確保のための重要なポイントは、雇用条件と勤務体制の柔軟さ・多様な働き方であることから、これを実現するためには新たな運営主体を設立することが必要である。

4 運営主体の法人種別の検討

社団型



- ◆ 人々が集まって活動するもので、運営資金は会員から拠出する
- ◆ 最高決議機関は、任期がない会員(社員)による社員総会
任期のない会員の合意に基づくため、市の方針に柔軟かつ迅速な対応が難しい

財団型

- ◆ 財産を拠出し、拠出者の意思に基づき運営する
- ◆ 最高決議機関を含め、評議員、理事等すべての構成員は、任期で交代する

社団型より柔軟かつ迅速な対応が期待できる

公益財団法人は、寄附金を主たる財源とするためなじまない



一般財団法人(非営利型)

- 様々な理事の意見を反映
- 比較的設立が容易
- 市の特別職等の役員就任が可能
- × 出捐金300万円が必要

社会福祉法人

- 行政による法人運営のチェック機能が働く
- × 設立は行政の認可が必要
- × 特別職等の役員就任に制限

社会福祉法第61条 【公私分離の原則】



- ◆ 国や地方自治体は社会福祉法人に対して不当な関与は行わず、その自主性を尊重すること

《運営主体について》

- ◆ 新たな運営主体が必要とした中間報告を踏まえ、法人の種別は一般財団法人又は社会福祉法人が候補となる。社会福祉法第61条の規定を考慮し、市としていずれか適切な法人を決定されたい。
- ◆ 新法人による運営から5年後を目途に、改めて運営状況について検証し、必要な見直し・調整を行うよう求める。

《運営法人の役員構成・職員体制・市との関係性について》

- ◆ ひとつの意見にまとめることはできないものの、以下の意見等を参考に具体的に検討を進められたい。

- ・シンプルで効率的な組織を求める
- ・現場職員の声に耳を傾けて進められたい
- ・現場に軸足を置き、オペレーションとマネジメントの峻別を求める
- ・複数校区をまとめたエリアでマネジメントする考え方は有効である
- ・人事・会計等総務部門の充実も図られたい

《運営委員会との役割分担について》

- ◆ 地域の役員等により構成される運営委員会に決定等を委ねてきたもののうち、職員採用や開館時間など、行政・事業者が判断・対応すべき項目がある。今後も地域との連携や協力を継続するため、行政・事業者と運営委員会との役割分担について再考を求める。

《指定管理者制度について》

- ◆ 施設間の平準化とともに、標準的なサービスレベル全体の底上げを図ることが現時点での本事業の方向性であることを踏まえると、指定管理者制度になじまない面があるといえる。業務委託など指定管理者制度によらない運営方法について検討すべきである。

5 附帯意見(2)

《現場への支援に関する業務と人材育成の強化》

- ◆今後、充実が求められる業務として「現場を支援する業務」が考えられる。市の意向と現場をつなぐ業務、学校との連携を支援する業務、保護者や配慮を要する児童への支援などである。現場が行う直接の支援を、別の職員が後方から支援する業務を具体化するように求める。
- ◆職員の更なるスキルアップのため、研修などを通じ人材育成の強化を図る必要がある。

《チルドレンファーストについて》

- ◆この報告書の意見は、すべてこども達の利益につながることへの願いが込められている。今回の運営体制の在り方の見直し・検討、社会全体で子育て・子育てを支えていくひとつの成果となることを期待する。

6 新たな運営主体としての新法人の設立について

新法人の種別について

在り方検討小委員会の報告では、一般財団法人と社会福祉法人を提案

市の特別職等の参画によるマネジメント強化を図るとともに、多様な理事構成により柔軟でニーズに応じた運営が期待できる「一般財団法人」を設立することとしたい。

社会福祉法人については、主に次の点で新法人にそぐわないと考えられる。

- ◆社会福祉法人は、公私分離の原則に基づく行政関与の制限があること
- ◆新法人の主事業である「放課後児童健全育成事業」は、社会福祉法に定める主たる社会福祉事業ではない(第二種社会福祉事業)ことから、社会福祉法人を設立する意義に乏しいこと

7 新法人の設立・移行対応に向けたスケジュール(案)

